

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産について、建物附属設備は定額法を採用し、什器備品は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10年 什器備品 5年～20年

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

未収会費及び未収入金の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込経理方式によっております。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は次のとおりです。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
公益目的事業会計				
退職給付積立預金	0	0	0	0
収益事業等会計				
退職給付積立預金	0	0	0	0
法人会計				
退職給付積立預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0